

副 議 長 日程第5「議案第23号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題と
します。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第23号松田町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定め
る。令和元年6月12日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政
令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するもの
でございます。よろしく願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第23号松田町介護保険条例の一部を改正する条例について御
説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、2枚目をお開きください。松田町介護保険条例の一
部を改正する条例。松田町介護保険条例の一部を次のように改正する。この条
例の一部改正でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の
算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴うもので、改正の主な内
容は、介護保険料、所得段階の第1段階から第3段階までの低所得者区分につ
いて、標準とする保険料率を国が示す保険料率まで引き下げること、保険料
負担の軽減強化を図るものでございます。

それでは、参考資料、新旧対照表で説明させていただきます。第9条、保険
料率でございます。第9条第1項の年号の箇所でございます。現行を新元号の
令和2年度に改め、その下、第2項、現行の平成30年度から平成32年度を新元
号に改め、今回2年間が対象期間となるために、令和元年度及び令和2年度と
の表現に改め、その下、保険料の軽減額を基準額に乗ずる割合及び保険料に改
めます。また、保険料を政令で定める下限まで引き下げるため、第1号におい
て、前項第1号に該当する者、いわゆる第1段階でございますが、基準額に対
する割合を現行の100分の45、2万7,540円を100分の37.5、2万2,950円に改
め、新たに第2号、前項第2号に該当する者、基準額に対する割合を100分の
62.5、3万8,250円、第3号、前項第3号に該当する者、基準額に該当する割
合を100分の72.5、4万4,370円を追加するものでございます。

改正本文へお戻りください。附則でございます。附則、施行期日等。1、この条例は公布の日から施行し、改正後の第9条及び次項の規定は平成31年4月1日から適用する。

経過措置。2、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第23号松田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

副 議 長 以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

なお、本日午後2時より、大会議室において議会全員協議会を開催しますので、関係職員は御参集ください。あす14日の午前中は総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会を開催します。継続審査の事件のほか、調査活動として各委員長の指示によって委員会活動をお願いします。あす午後2時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

(13時39分)